

## 平成21年度新潟水俣病関連情報発信事業補助金について

### 1 事業の趣旨

この事業は、新潟水俣病に関する情報・教訓を広く正しく発信することにより、県民の新潟水俣病に対する理解を促進し、地域全体が新潟水俣病患者等を支えるような社会づくりを行っていくことを目的としています。

県は、新潟水俣病に関する環境学習及び新潟水俣病の教訓について啓発活動を行う人材育成等の取組について、市町村、法人格を有する団体及び有しない非営利の団体等から企画・提案を募り、効果的な事業を提案された団体等に対して補助を行います。

### 2 補助の対象となる団体・事業等

#### 補助の対象となる団体

- ①市町村（地方自治法第252条の19に定める市は除く。）
- ②法人格を有する団体であって、環境学習や人材育成等の事業に係る活動歴が1年以上あるもの
- ③法人格を有しない非営利団体であって、環境学習や人材育成等の事業に係る活動歴が1年以上あるもの

#### 補助対象となる事業

補助対象となる事業は、次の3つのテーマのもと行われる取組とします。

##### ①新潟水俣病に関する環境学習

学校や施設等を訪問し、新潟水俣病問題を後世に語り継ぎ、環境の大切さを伝える環境学習

##### ②新潟水俣病問題の教訓について啓発を行う人材の育成

新潟水俣病問題を正しく理解し、啓発活動を行う人材の育成

##### ③その他の事業

その他、上記目的の達成に資すると認められる事業

#### 補助の対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費（事業終了後の実績報告書の作成にかかる経費を含む。）のうち次に掲げるもの。

報酬、共済費、賃金、報償費（※1時間7,200円が上限額）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、賃借料、備品購入費、工事請負費及び負担金

※当該業務と関連のない団体自体の運営経費は対象となりません。

また、交付決定前に要した経費は対象となりません。

※ 工事請負費は展示スペースのリニューアル等、小規模なもののみを対象とします。施設の新築や増築、改修等は対象となりません。

### 補助金額の上限額

1団体当たり、100万円

### 補助の対象となる期間

交付決定をした日から平成22年3月31日

### 留意事項

- ①事業の実施の全部を他のものに委託することはできません。他のものと連携して事業を実施される場合は、事業計画書（別記第2号様式）に役割分担を記載し、事前に提出してください。
- ②国又は県の他の事業の補助を受ける場合は、この補助を受けることはできません。

## 3 応募方法

### 応募期間

平成21年11月11日（水）～11月18日（水）

### 応募書類

- ①水俣病関連情報発信事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③団体に関する調書（様式第3号）
- ④役員、職員（事業関連者）名簿（様式第4号）
- ⑤団体の目的等についての申立書（様式第5号）
- ⑥団体の定款、規約又はこれらに代わるもの（書式は自由）
- ⑦直近1年間の収支計算書及び貸借対照表又は財産目録（書式は自由）
- ⑧本年（現在）の事業計画書及び収支予算書（書式は自由）
- ⑨その他提案事業の参考となる資料（パンフレット、会報、新聞・雑誌の記事等があれば、添付してください。）

※応募書類については、返却いたしませんのでご注意ください。

※応募団体が地方公共団体である場合には、③～⑦の書類については必要ありません。

### 提出部数

2部

### 応募書類提出先

新潟県福祉保健部生活衛生課営業・公害保健係へ持参又は郵送してください。

- ・県庁への郵便物は「〒950-8570新潟県庁生活衛生課」で届きます。
- ・平成21年11月18日（水）必着

### 応募当たりの留意事項

- ① 1 団体につき複数の申請ができます。
- ② 申請に係る費用は、応募者（団体）の負担となります。

## 4 事業選定について

### 選定方法

応募された事業については、新潟水俣病関連情報発信事業選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、プレゼンテーション審査を行います。選定委員会においては、応募者に事業内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。

選定委員会において、計画の実現性、事業の効果、経費の適正さ等の観点から審査を行ったうえで、事業を選定します。

なお、選定結果は、申請されたすべての団体に平成 21 年 11 月下旬に郵送で通知する予定です。

### 選定予定団体数

3 団体程度

## 5 交付決定（選定）された場合の留意事項

### 事業の内容の変更

交付決定以降に、次の変更がある場合には、知事の承認が必要ですので、補助金変更交付申請書（別記第 10 号様式）の提出をお願いします。

- ① 経費の配分の変更（事業費の 20% に相当する額を超えない軽微な変更は除く。）
- ② 事業の内容の変更（事業費の 20% に相当する額を超えない軽微な変更は除く。）

### 実績報告書の提出

事業が完了次第、実績報告書を提出していただきます。

なお、事業の実施の途中においては中間報告をしていただく場合があります。

### 支払

補助金の支払については、実績報告書を基に補助金額を確定した後に支払います。

## 6 スケジュール

- 11月11日（水） 補助金交付要綱、募集要領の公表  
募集開始
- 11月18日（水） 交付申請書提出締め切り
- 11月20日（金） 選定委員会の開催  
（予定） 補助金業者決定  
交付決定・事業開始
  
- 随 時 変更交付申請書の提出  
実績報告書の提出  
請求書の提出

内容について、ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

新潟県福祉保健部生活衛生課営業・公害保健係

住所 〒950-8570

新潟市中央区新光町4-1

電話 025-280-5207（直通）

FAX 025-284-6757